

RIETI政策シンポジウム
『新しい公共』の担い手としてのサードセクター：
各法人形態の現状とサードセクター構築への課題
プレゼンテーション資料

2012年7月31日

青木 信之
内閣府大臣官房審議官

「新しい公共」の推進に関する取組について

平成24年7月

「新しい公共」について(その①)

○ これまでの経緯

「新しい公共」とは、全ての国民に「居場所」と「出番」がある社会をめざし、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において、市民、NPO、企業等、様々な主体が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり共助の精神で行う活動。これまで民主党政権における重要政策課題として取り組んできたところ。

- ・22年1月、鳩山元総理の下で、「新しい公共」という考え方を広く浸透させるとともに、制度・政策の在り方を議論するため、「新しい公共」円卓会議(座長:金子郁容慶大教授)を開催 ⇒ 22年6月、「新しい公共」宣言とりまとめ
- ・22年6月に閣議決定した「新成長戦略」において、「新しい公共」は21の国家戦略プロジェクトに位置付け。
- ・22年10月、菅前総理の下で、円卓会議に代わり、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として「新しい公共」推進会議(座長:金子郁容慶大教授)を開催 ⇒ 23年3~7月、情報開示・発信基盤整備のあり方、被災者支援活動に関する制度等のあり方、政府と市民セクターとの関係について、それぞれ3つの提言をとりまとめ
- ・24年1月、野田総理の下でも引き続き総理主催により推進会議を開催。
- ・24年7月に国家戦略会議に提出された日本再生戦略(原案)において、「共創の国」づくりのための11の戦略のうち、「国土・地域活力戦略」の重要な柱として位置付け。

日本再生戦略(抜粋)

1. 総論

2. フロンティアを拓き「共創の国」づくりを (前略)

「共創の国」は、すべての人に「居場所」と「出番」があり、全員参加、生涯現役で、各々が「新しい公共」の担い手となる社会である。

IV. 日本再生のための具体策

2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~

(2) 分厚い中間層の復活

③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成

<基本的考え方>

(前略)

支え合いの精神で、寄附や持ち寄り、ボランティア活動等様々な形で一人一人が自発的に課題を解決し、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進する。また、このような地域づくりの担い手の育成・確保を推進する。

[国土・地域活力戦略]

(重点施策:活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進)

(前略)

多くの国民による参加や自発的な寄附のもとで、「新しい公共」の活動を地域の中で拡げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。

「新しい公共」について(その②)

○ 主な取組

1. 寄附税制の拡充(新しい公共円卓会議の議論を受けて実現)

① 平成23年度税制改正(23.6.22成立)

- ・寄附に係る税額控除導入(これまでの所得控除に加え、最大で寄附額の約半分が寄附者に戻ってくる税額控除を導入)
- ・認定NPO法人の要件緩和 等

② 特定非営利活動促進法の改正(23.6.15成立)

- ・地方自治体で認証・認定を一元的に実施
- ・仮認定制度の導入、みなし寄付金の損金算入限度額の引き上げ 等

2. 新しい公共支援事業

22年度補正予算で措置された「新しい公共支援事業」により、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等の協働を支援。

3. 特定非営利活動法人ポータルサイト

- ・平成24年4月から、改正特定非営利活動促進法の施行に伴い、認定や監督等にかかる情報項目を追加・拡充するとともに、所轄庁である都道府県がその認証法人に係る基本情報を随時更新することで、最新の法人情報を一元的に管理・公開する新たなポータルサイトの運用を開始した。
- ・内閣府HPに民間の寄附サイトへのリンクを貼っており、オンライン寄附を実施しやすい環境を整備している。

寄附税制及び特定非営利活動促進法の改正のポイント

<特定非営利活動法人関連>

制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し

- 活動分野の追加
- 手続の簡素化・柔軟化
- 未登記法人の認証取消し
- 会計の明確化 など

認定基準の緩和・仮認定制度の導入・認定等の効果の拡充

- PST基準の緩和(①～③のいずれか)
 - ①寄附金が総収入に占める割合が1/5以上(改正前)
 - ②各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること
 - ③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けること
- 設立5年未満の法人は、PST基準を免除した仮認定を受けることが可能に
(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)
- 認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得控除に代えて税額控除を選択可能に(地方税とあわせて最大50%)

特定非営利活動法人関連の事務を地方自治体で一元的に実施

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務を内閣府から地方自治体へ移管
- 認定事務も地方自治体で実施(従来の国税庁から変更)
- 事前相談、認証・認定事務やきめ細かい監督が一元的に行われ、自治体と特定非営利活動法人とが協働しやすく

【その他の法人関連】

- 認定特定非営利活動法人と同様の基準を充たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄附者についても、所得税上の所得控除と税額控除を選択可能に
- 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金についても、都道府県・市町村が条例で個別に指定した場合、個人住民税の税額控除の対象に

平成23年分の所得から適用

認定特定非営利活動法人等への寄附に伴う税制優遇措置が拡大

＜寄附税制改革のポイント＞

- ◆ 所得税の税額控除制度の導入
- ◆ 住民税の適用下限額の引下げ



個人

寄附



認定特定非
営利活動法
人等

改正前

（例1）年収300万円の方が1万円寄附した場合、900円（所得税400円、住民税500円）税額が減少。

（例2）年収600万円の方が2万円寄附した場合、3,300円（所得税1,800円、住民税1,500円）税額が減少。

①所得税額の減少分（所得控除）
⇒（寄附金額-2千円）×所得税率（5～40%）

②住民税額の減少分（税額控除）
⇒（寄附金額-5千円）×10%（※）

税額の軽減額が
約4.4倍に

税額の軽減額が
約2.7倍に

現行（改正後）

（例1）年収300万円の方が1万円寄附した場合、4,000円（所得税3,200円、住民税800円）税額が減少。

（例2）年収600万円の方が2万円寄附した場合、9,000円（所得税7,200円、住民税1,800円）税額が減少。

（注）所得税の税額控除限度額は所得税額の25%
個人住民税の控除対象限度額は総所得金額等の30%

①所得税額の減少分（**税額控除を選択した場合**）
⇒（寄附金額-2千円）×**40%**

②住民税額の減少分（税額控除）
⇒（寄附金額-**2千円**）×10%（※）

（注1）給与所得者が夫婦のみの世帯主の場合

（注2）一定の社会保険料が控除されるものとして計算

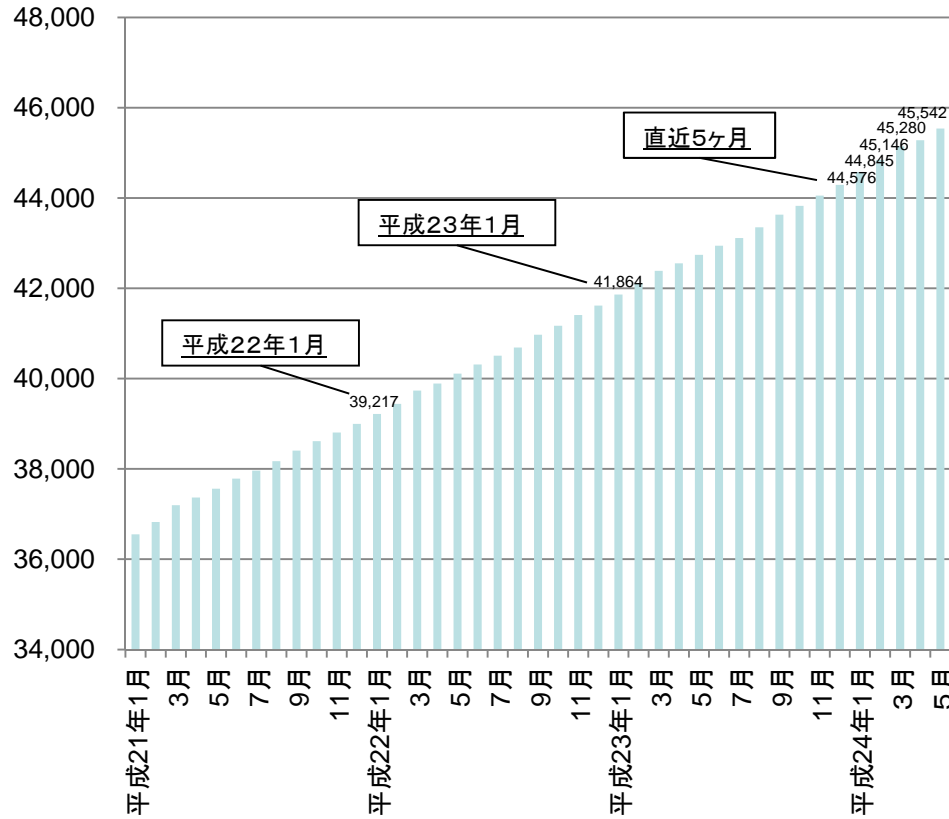
（※）都道府県と市町村双方が指定した寄附金の場合

期待される効果

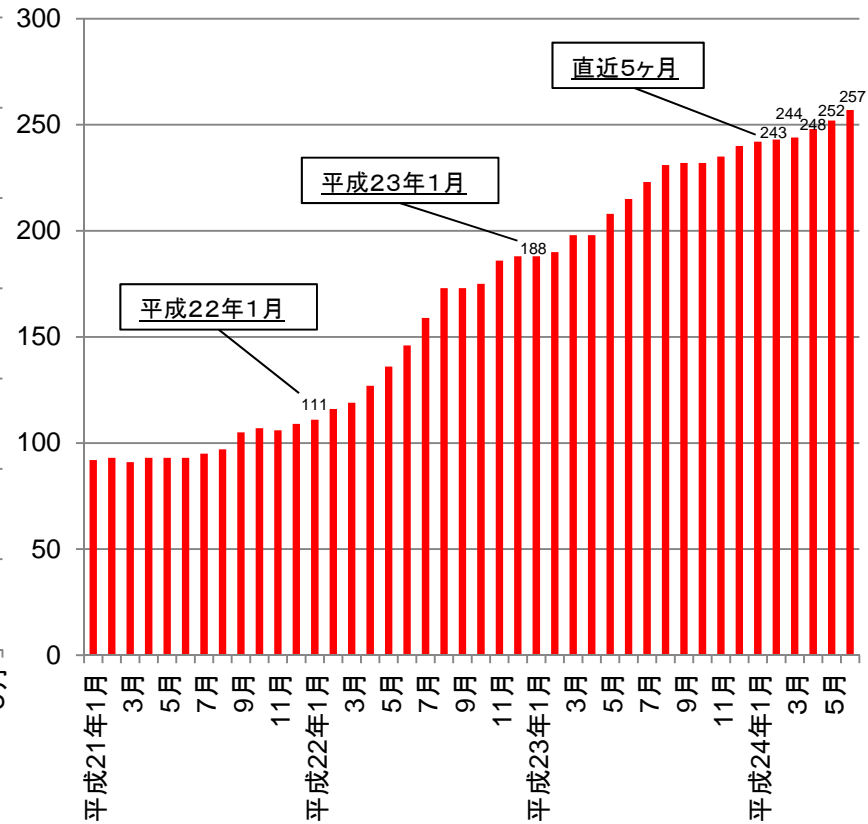
- 草の根の寄附促進、寄附文化の発展
- 寄附を通じてより多くの個人が「公」に当事者として参画できる
- 人の役に立つ幸せを一層実感できる社会に

税額控除対象法人数の推移

① 認証NPO法人数の推移



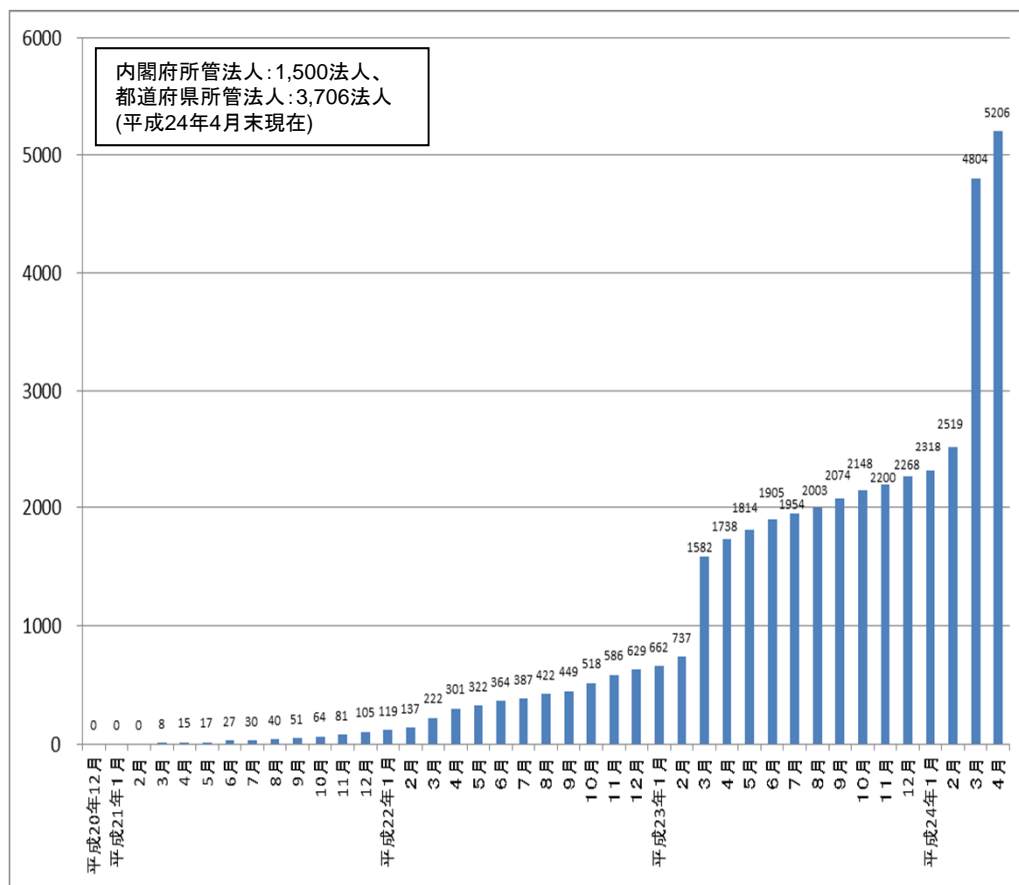
② 認定NPO法人数の推移



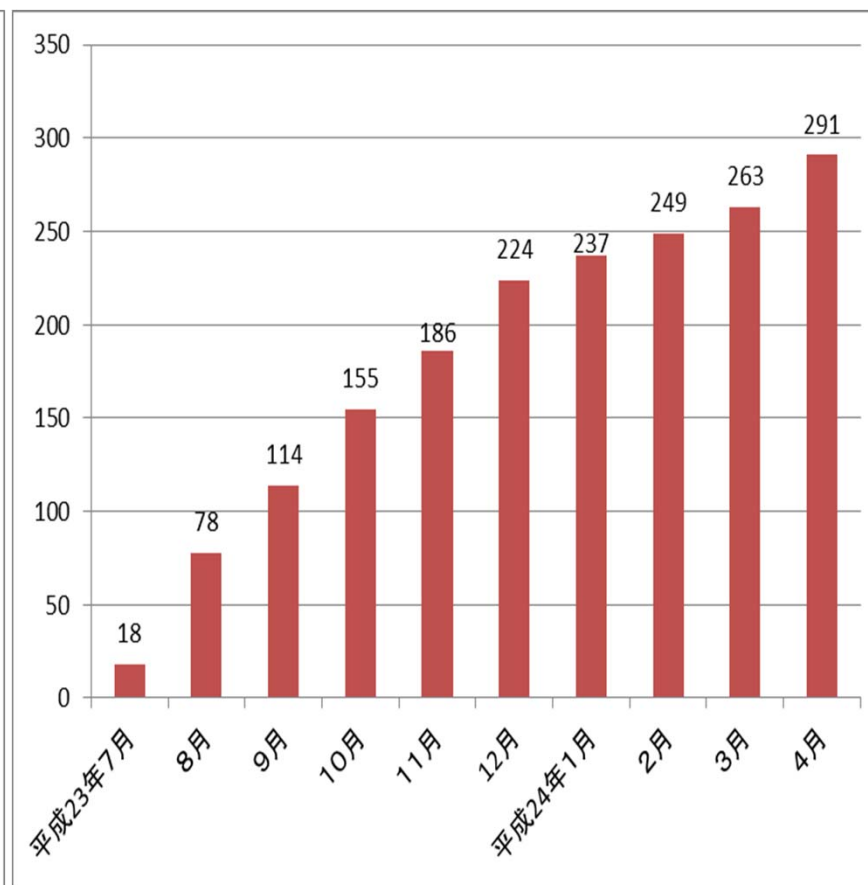
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年5月 末/認定 は6月1日現 在
認証法人数	23	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,286	26,395	31,115	34,371	37,198	39,734	42,387	45,542
認定法人数	—	—	—	3	12	22	30	40	58	80	93	127	198	257

※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。旧認定制度は平成13年10月に創設。
 ※認証法人数は各年3月末現在、認定法人数は各年4月1日現在の旧認定の有効期限内にある法人数を示す。

③公益法人の認定件数の推移 (内閣府所管、都道府県所管法人の合計値)



④税額控除の証明を受けた公益法人数の推移



※平成23年11月に行ったアンケート結果によると、今後、移行期間内に約600法人からの移行認定申請があり、移行期間終了時には内閣府所管の公益法人は約2,100法人以上となる見込み。

税額控除対象法人数一覧

()内は集計時点

	法人数		税額控除の対象法人数	
				うち絶対値基準(注)
公益社団法人 公益財団法人	全体	5,206 (4/30)	291 (4/30)	215(4/30)
	国所管	1,500 (4/30)	153 (4/30)	112(4/30)
	地方所管	3,706 (4/30)	138 (4/30)	103(4/30)
学校法人	全体	7,935 (5/1)	192	190 (※)時点の異なる国所管法人と地方所管法人の単純合計
	国所管	668 (11/17)	181 (12/20)	180(12/20)
	地方所管	7,265 (10/31)	11 (10/31)	10(10/31)
社会福祉法人	全体	18,988 (3/31)	91	88 (※)時点の異なる国所管法人と地方所管法人の単純合計
	国所管	330 (3/31)	18 (12/1)	17(12/1)
	地方所管	18,658 (3/31)	73 (11/15)	71(11/15)
更生保護法人		165 (12/26)	31 (12/26)	17(12/26)
特定非営利活動法人		45,542 (5/31)	257 (6/1)	8(5/1)

(注)H23年度税制改正により、PST基準について、

①相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）に加えて、

②絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）等が導入された。

新しい公共支援事業

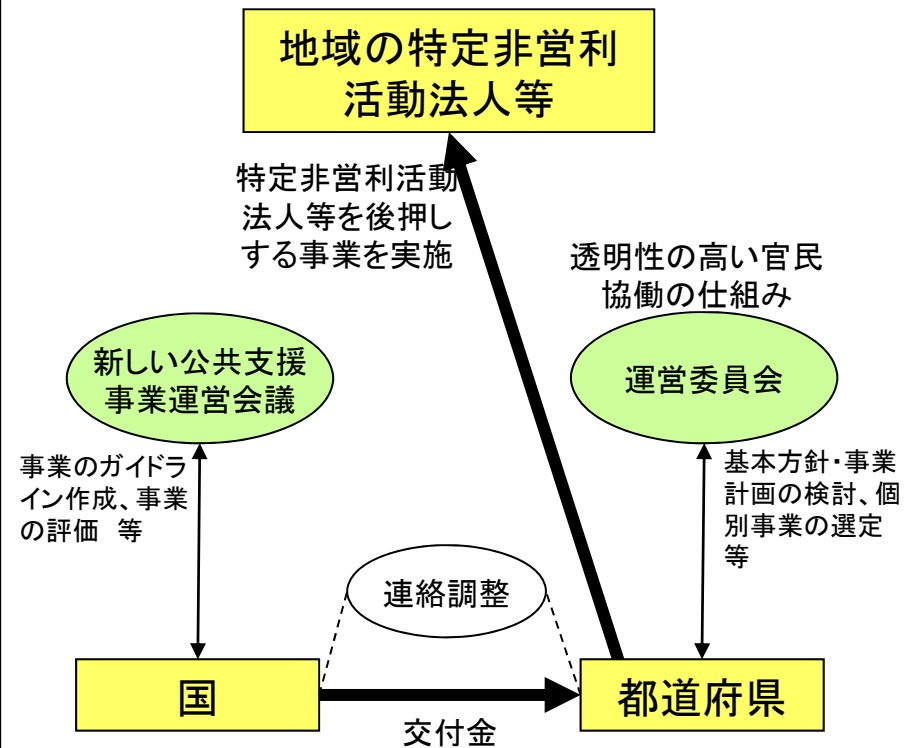
(平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、特定非営利活動法人等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うとともに、特定非営利活動法人、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することにより、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的活動を後押しする。

事業内容(H22～H24年度)

- 都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、特定非営利活動法人等の民間非営利組織に対して、以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決
 - 特定非営利活動法人等の活動基盤整備の支援
(例:財務諸表の作成支援)
 - 寄附募集の支援(例:寄附募集ノウハウ提供)
 - 融資利用の円滑化のための支援
(例:専門家派遣による個別指導)
 - (行政機関から業務委託を受ける特定非営利活動法人等に 対する)つなぎ融資への利子補給
- 特定非営利活動法人等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携してモデル事業を実施
 - 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
 - 社会イノベーション推進のためのモデル事業
(社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り越える取組)

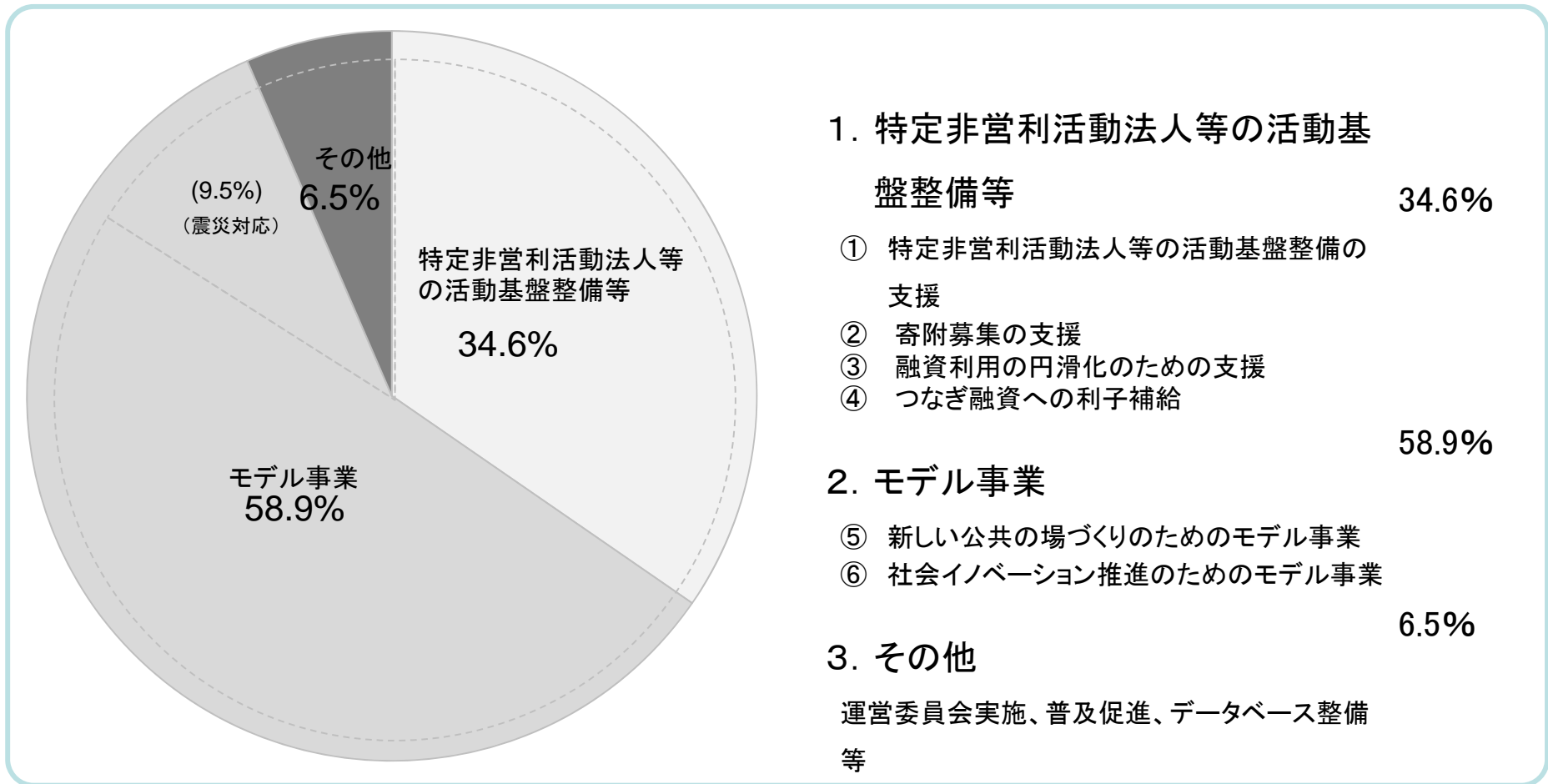
基本スキーム



「新しい公共」…官だけでなく、市民の参加と選択のもとで、特定非営利活動法人や企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。8

新しい公共支援事業の実施状況(平成22年度補正)

- 平成22年度補正予算87.5億円のうち実施済額※は56億円であり、事業費ベースの進捗状況は64%。(平成24年3月末時点) ※都道府県において事業費の執行が承認されている金額を含む
- モデル事業を全国で510件実施



(H24.3末時点)

蟻の目行動計画づくりを通じた防災福祉のまちづくり

安心・安全多次元協働事業【千葉県流山市】

取組の背景

東日本大震災時における多数の帰宅困難者の発生とマンション住民等の不安感が顕在化

事業概要(実施期間)

地域防災や福祉の担い手となる地域コミュニティの再構築を目指して、震災時に必要な情報を網羅したマップを作成し、蟻の目レベルでの個々人の行動指針を策定するとともに、コミュニティにおける被災時の互助システムの構築に向けた連携形成に取り組む。(平成23年8月～24年3月)

マルチステークホルダーの役割分担

- ・江戸川大学(公開講座(震災関係)、蟻の目行動計画指針等)
- ・流山市(防災マップ、蟻の目行動計画指針作成等)
- ・UR都市機構(防災マップ、蟻の目計画指針作成)
- ・NPO防災対策サポート(AED講座)
- ・(株)新都市ライフ(防災マップ、蟻の目計画指針作成)
- ・流山ファシリテータズクラブ(ファシリテータ養成)
- ・NPO市民助け合いネット(子育て親支援NPO招致、高齢者支援)
- ・まちネット流山(活動報告等)
- ・上記に加え、東進開発(株)、流山市消防本部、近隣マンション、市中部地域包括支援センター等の参画による協働体制を構築

主な事業内容

1 蟻の目行動計画事業

- ①防災マップづくり
- ②蟻の目計画指針策定

2 協働事業の実施

- ①AED講座の実施
- ②公開講座の実施
- ③ファシリテーター(コーディネーター等)養成
- ④子育て親支援NPO招致
- ⑤高齢者支援(緊急救急情報カード等検討)

3 その他

総務省消防大学校視察、近隣マンション管理組合との間で協働を協議等。

主な成果

(防災マップ等の作成)

・事業計画で示した内容に関して、防災マップ、蟻の目計画指針、各種講座等の具体的な成果物が得られた。

(協働団体の拡大)

・防災マップづくりなどを通じ、多様な団体が興味を示し、多くの団体の参加や協力が得られた。

(連携の場づくり)

・事業分科会での情報交換などにより、出席者同志のつながりのきっかけづくりができ、連携協働の輪を広げることができた。

工夫・ノウハウ

(協議会活動の知名度向上)

・e防災マップコンテスト((独)防災科学技術研究所)において優秀賞を受賞したことにより、協議会活動の知名度が向上。

(他団体による成果活用)

・市内他エリアの民生委員から防災マップのオーダーを受けたり、防災ビラの配布要望があるなど、他団体から作成したツールの利用希望がある。

今後の活動方針

- ・GISを使用した防災マップについては、消防研究センターからの技術協力により内容を充実。
- ・子育て親支援、高齢者支援、AED講習等に係るNPO活動については、対象を広げ、活動の活性化を図る。

公共空間を有効活用した持続可能な地域づくり

保津川かわまちづくり・水端農園協働推進事業【京都府亀岡市】

取組の背景

市内トップの高齢化が進む地域で、農村機能維持、水害常襲地からの脱却、市中心駅北側農地の市街化が課題

事業概要(実施期間)

亀岡市保津町自治会のまちづくりプラン「KI ZU NA」の一環として進めており、「保津川水端農園」プランの実現に向け、各種参画団体のそれぞれが役割分担を担いつつ、公共空間を有効活用し、「新しい公共」の持続可能な地域づくりのモデルケースを実現するため各種事業を展開。(平成23年6月～24年3月)

マルチステークホルダーの役割分担

- ①保津町自治会: 保津川水端農園の実施設計作成
- ②農事組合法人ほづ: 保津川水端農園における事業展開
- ③保津川まちづくりビジョン推進会議: 事業全体のPR・各種パブリシティ展開
- ④京都府: 保津橋左岸下流遊歩道の整備
- ⑤亀岡市: 各種団体の総合調整・利用促進施設の整備
- ⑥立命館大学、龍谷大学、京都学園大学: カーボンマイナスプロジェクトとの連動

主な事業内容

- ・保津川水端農園の整備
(体験貸農園・産品開発)
- ・農産物のマーケティング・ブランド化
(大学や企業と連携して実施)
- ・亀岡カーボンマイナスプロジェクト
(大学と連携した炭素埋設農法)
- ・遊歩道整備
(行政と連携した公共空間(岸边)の活用)
- ・地域公共人材の育成
(リタイヤ層の活用、高齢者の生きがいづくり、世代間交流等の取組による農村文化の再生と強固な絆づくり)

主な成果

- ・専門家による体験農園(講座含む)では受講生の反応が良く、次年度も継続実施
- ・地域住民と高校生とが協働で地元産品を活用した商品開発及び販売ルートを開拓
- ・行政と地域住民が協働して122本の植樹管理(桜・紅葉・松)、河川の除草5,000㎡、民間団体から寄付を受けた枝垂桜を活用した花回廊150mを完成
- ・地域人材育成組織として平成24年1月にNPO法人「ふるさと保津」を設立

工夫・ノウハウ

- ・地元の若年層の意見を積極的に取り入れ、地域住民が主体となって事業を実施するための推進会議を設置するなど、幅広く住民の声を反映させて事業を展開。
- ・住民アンケートを行い、事業実施の途中段階であっても住民の意見を取り入れ、合意形成を諮りながら事業を実施するなど、柔軟性の高い取組により住民の満足度を高めている。

今後の活動方針

- ・農産物のマーケティング・ブランド化
- ・地域公共人材の育成

新しい公共支援事業による震災対応

平成23年度補正予算(8.8億円)の概要

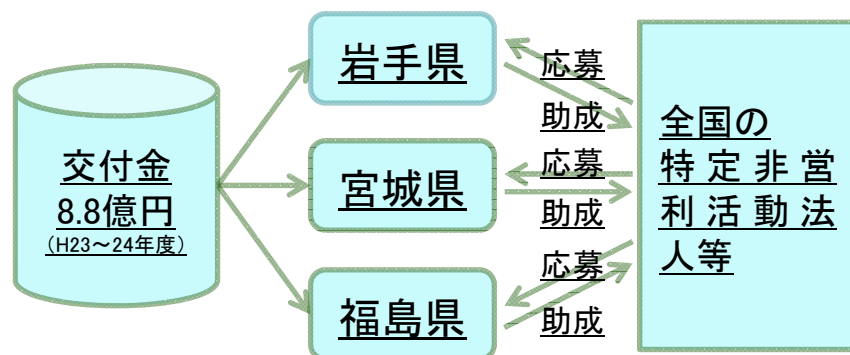
東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取組みを支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを行う。

補正予算の内容

1) 8.8億円を岩手県・宮城県・福島県に配分

2) 事業実施期間

平成23年度～平成24年度



○想定される事業のパターン

- ① 岩手県・宮城県・福島県の特定非営利活動法人等が、自県の被災地の復興を支援
- ② 全国(上記3県以外)の特定非営利活動法人等が、3県の被災地において復興を支援(可能な限り地元の特定非営利活動法人等と連携)
- ③ 全国(3県以外)の特定非営利活動法人等が、各地に避難している避難者を支援

(各都道府県の協力を得て対応)
 ※主に新しい公共の場づくりのためのモデル事業
 における震災対応案件を想定

被災地における支援(事業例)

- 1) 活動支援拠点の構築
 - ・ボランティア調整、まちづくりのための合意形成(熟議のプロセス)、情報の一元化・発信 等
- 2) 被災者支援活動
 - ・仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策(カーシェアリング)、生活支援(買い物代行) 等
- 3) 地域復興のための支援活動
 - ・まちづくり(防災対策・生活環境整備)、地域活力再生(地場産業再生)、伝統文化振興 等

被災地以外における支援(事業例)

- 1) 被災地からの避難者支援
 - ・避難者に対する生活サポート等

スケジュール

平成23年11月21日	第3次補正予算成立
平成23年12月5日	ガイドライン改定(震災対応事業等)
平成23年12月～平成24年2月	3県で24年度事業の募集
平成24年3～4月	3県で24年度の事業採択
平成24年4～5月、7月～8月	福島県で24年度事業の追加募集

岩手県、宮城県、福島県におけるモデル事業(震災対応)の実施例

《モデル事業の実施例》

【岩手県】

- 仮設住宅等へのひきこもりの防止や生活環境改善のための買い物バス運行(田野畑村)
- 復興に向けた様々な情報が集まり、被災者に情報を提供する復興ステーションの運営(北上市)
- 三陸鉄道を観光の中心にした地域振興の推進(久慈市)

【宮城県】

- 仮設住宅コミュニティ形成サポート(通院、買い物支援等)(石巻市)
- 交通弱者である被災者の移動を支援するカーシェアリングの実施(女川町)
- 復興イベントの開催ならびに復興ツアー調整による復興支援(石巻市)
- 被災した自営業者・特定非営利活動法人等の組織の再生・新設等を支援する復興支援センターの運営(東松島市)

【福島県】

- 子どもの外遊び支援(放射線量の低い地域で外遊びを提供)(福島市)
- ボランティアによる除染を支援する市民活動センターの運営(伊達市)
- 空き店舗を利用した避難住民のビジネス・サロンによる起業・雇用創出支援(福島市)

仮設住宅等へのひきこもりの防止や生活環境改善のための買い物バス運行

活動主体	たのはた生活・福祉プロジェクト協議会(協議体) (構成員:NPO法人いわて地域づくり支援センター、田野畑村政策推進課、保健センター、国保田野畑診療所、シルバーサポーター)
活動地域	岩手県田野畑村・村内仮設住宅及び被災集落の世帯
概要	外出機会および支援者の面接機会の創出のための、温泉や周辺施設への買い物のため、送迎バスを運行し、温泉施設を活用して健康相談や栄養指導、利用者同士の交流の機会の創出を行い、仮設住宅や被災集落のひきこもり防止に取り組む。あわせて、公共交通等生活環境の課題をいち早く発見する機会として活用し、生活環境の改善の総合的な検討と実行の場を構築する。

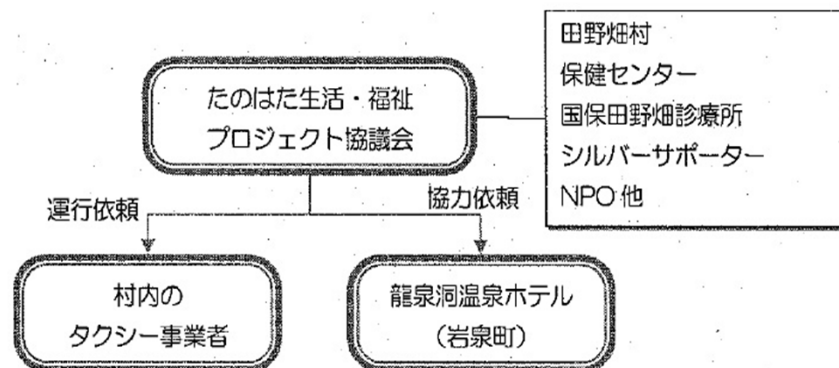
これまでの主な活動



- ・ 買い物バスの運行
- ・ 協議会開催

買い物バス
(仮設住宅からの利用)

実施体制図



仮設住宅団地コミュニティ形成サポート事業(通院、買い物支援等)

活動主体	石巻ふるさと復興協議会(協議体) (構成員:石巻市、特定非営利活動法人石巻スポーツ振興サポートセンター、 特定非営利活動法人いしのまきNPOセンター、石巻商工会議所)
活動地域	石巻市中心部の大規模仮設住宅団地(大橋地区等)
概要	仮設住宅において、集会場などを利用したイベント、講演会、ワークショップなどを実施することにより、仮設住宅団地のコミュニティが形成されるよう支援を行う。また、避難所から仮設住宅への引っ越し支援、仮設住宅における通院、買い物支援など、被災者を二次避難から平穏な生活環境を取り戻せるまで継続的にサポートし、地域における協働社会の形成に資する活動を行う。

主な活動

- ・自治会立ち上げサポート
- ・通院、買い物支援
- ・健康相談等

実施体制図

【石巻ふるさと復興協議会】

(特活)石巻スポーツ振興サポートセンター

(特活)いしのまきNPOセンター

石巻市

石巻商工会議所

放射線の高い地域の子どもに対する放射線の低い地域での外遊びの提供

活動主体	福島の子どもの外遊び支援ネットワーク(協議体※7団体) ※(特活)こどもの森ネットワーク、(財)猪苗代町振興公社、国立磐梯青少年交流の家、(株)北東観光開発(スキーリゾート)、(財)ふくしま科学振興協会(ムシテックワールド)、(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団(県民の森)、福島県子育て支援課
活動地域	福島県 猪苗代町 ほか
概要	福島県内の放射線量の高い地域で外遊びを制限されている子ども達(3歳～小学生)を対象に、放射線量の低い地域(猪苗代町など)までバスで送迎し、リーダー等の指導の下、日帰りの外遊びを提供する。また、広域での支援ネットワーク形成と、活動に関わる人材(リーダー等)の育成を図る。

活動状況

23年9月

- ・事業の広報・告知・募集開始
- ・リーダー・サブリーダーの登録・事前研修の実施
- ・会場下見(放射線計測など)



活動場所の
線量測定・公表

10月以降

- ・外遊び実施
(秋季は森遊び、冬季は雪遊びを中心に実施)
- ・50人/1回、30回実施で、年度内に1500人以上を目標



第1回活動@猪苗代町
(福島のガールスカウト)



第2回活動@猪苗代町
(いわきの子どもサークル)16

24年3月末

- ・放射能問題の影響を踏まえ、参加者の評価、ニーズに合わせて、実施時期、回数、内容等を見直しながら次年度の取り組みを検討。